

○法第11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの(資料7)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
宮内庁	侍従職事務日誌 昭和25年	H14.6.10	H15.4.7	1089	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。	
	侍従職事務日誌 昭和26年	H14.6.10	H15.7.7	998	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。	
	秘書課資料関係録昭和27年 皇太子成年式立太子の礼	H15.5.21	H16.11.11	505	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。	
	侍従職事務日誌 昭和20年8月～12月	H16.1.22	H16.6.21	648	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。	
外務省	「北朝鮮の核兵器開発問題」(詳細表示【分類】対アジア・太平洋地域外交-北東アジア-北朝鮮情勢【作成(取得)時期】1989年06月29日【保存期間】30年【作成者】アジア大洋州局北東アジア課)	H14.12.27	H16.1.26	795	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	国連代表権問題/中共【作成(取得)時期】1971年04月23日の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析(他、計3件)	H15.1.6	H16.4.20	710	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要しているため。	
	国連代表権問題/中共【作成(取得)時期】1969年01月30日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15.1.7	H16.10.20	527	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。	
	国連代表権問題/中共【作成(取得)時期】1970年09月10日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15.1.7	H16.12.20	466	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。	
	1998年の国連タジキスタン監視団(UNMOT)への人材派遣の決定について作成・取得した文書一切(国連関係機関とやりとりした文書を含む)。	H15.4.4	H17.4.20	345	「中央アジア+日本」対話に関わる一連の国際会議と要人往来の準備等を始めとする事務繁忙のため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	行政文書ファイル名「タジキスタン（秋野政務官1）作成時期1997年9月25日」（他、計6件）	H15. 4. 4	H17. 4. 24	341	「中央アジア+日本」対話に関わる一連の国際会議と要人往来の準備等を始めとする事務繁忙のため。	
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約（ワシントン条約） 1973年11月16日 以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの。（他、計4件）	H15. 5. 16	H18. 1. 31	59	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外合議に予想外の時間を要しているため。	内、一件はH18. 4. 12付けで開示決定を行った。
	「北朝鮮2」、「北朝鮮4」、「北朝鮮5」、「北朝鮮6」、「北朝鮮7」、「北朝鮮8」（計6件）	H15. 8. 4	H17. 8. 25	218	開示請求対象文書が著しく大量であること、及び同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができないため。	
	1971年末、インド・パキスタン紛争（印パ戦争）を審議する国連安保理緊急特別会合における日本の対応をめぐって、外務省内の政策立案、国連代表部と本省との協議、及び国連内外において行われる日本と関係各国との協議に関する記録。	H15. 11. 12	H16. 12. 16	470	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要しているため。	
	1971年末、インド・パキスタン紛争（印パ戦争）を審議する国連安保理緊急特別会合における日本の対応をめぐって、外務省内の政策立案、国連代表部と本省との協議、及び国連内外において行われる日本と関係各国との協議に関する記録。（作成時期：1971年12月1日）	H15. 11. 17	H16. 12. 16	470	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要しているため。	
	在日朝鮮人の北朝鮮への帰還に関して、1955年から1959年にかけて日本政府が日本赤十字から受けとった文書と日本政府が日本赤十字に送った文書（メモ類も含む）。在日朝鮮人に関する日本赤十字社の調査資料、日朝赤十字間の交渉記録、日本赤十字社と赤十字国際委員会の間の交渉記録、日本政府内の検討資料など。（他、計2件）	H15. 11. 17	H16. 8. 3	605	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	（新）領事・移住-諸外国並びに諸外国間領事関係-諸外国並びに諸外国間領事関係 作成時期1959年04月10日（他、計2件）	H15. 12. 3	H16. 8. 3	605	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	（旧）内外人外国在留旅行及び保護取締関係-外国在留及び保護取締-出入国、保護、取締、送還 作成時期1956年02月01日（他、計17件）	H15. 12. 3	H16. 8. 3	605	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	北朝鮮関連領事事務（1956年6月27日）（他、計6件）	H15. 12. 16	H17. 1. 14	441	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	1988年2月、北東アジア課の担当が大韓航空機爆破事件のキムヒョンヒに会って、話した内容の報告書。（他、計8件）	H15. 12. 22	H17. 1. 21	434	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要しているため。	
	日韓漁業協定の両国間の交渉の記録。記録がない場合には、交渉に係るサブ資料。	H16. 1. 30	H17. 12. 31	90	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	日韓基本条約の両国間の交渉の記録。記録がない場合には、交渉に係るサブ資料。	H16. 1. 30	H18. 2. 28	31	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	「フランス・中共外交関係樹立」(1964.01.27)	H16.6.4	H16.10.2	545	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。	
	1958年1月から同年8月までの沖縄軍用地政策及びそれに関係する外務省資料	H16.6.4	H17.7.4	270	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	沖縄の施政権返還に係る1972年1月、米国サンクレメントにおける福田赳夫外務大臣ーロジャース米國務長官会談の議事録もしくはその会談に関する一切の資料	H16.7.7	H16.11.8	508	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	2004年7月8日～18日に、曾我ひとみさんが家族と再会するためにインドネシアに滞在したことに関して、外務省ないし日本政府が支出したことを示す会計関係の書類(会計報告書のようなもの。なければ、本人や職員の宿泊費、飲食代や飛行機代などの領収書)	H16.8.13	H16.12.17	469	開示請求受付後、日朝実務者協議、DNA鑑定等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	難民条約加入に関する質疑応答	H16.11.4	H17.2.17	407	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示・不開示の決定に係る各省合議等の作業に予想外の時間を要することが判明したため。	
	韓国在住もしくは日本在住の韓国籍の原爆被爆者に関する文書	H16.11.11	H17.12.12	109	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	軍事郵便貯金に関する文書	H16.11.5	H17.3.7	389	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	日中航空協定交渉(ファイル作成日時:1974年04月23日)(他、計3件)	H16.11.30	H17.10.31	151	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	内、一件はH18.4.26付けで開示決定を行った。
	1969年11月、佐藤総理は米国を訪問し、ニクソン大統領と会談した。この会談の準備過程を含め、この時の日米首脳会談に関する会議記録、公電、準備文書、メモ、その他一切の公文書の開示を請求いたします。なお、参考のため、行政文書ファイル管理簿にある関連すると思われる「佐藤総理訪米」に関する行政文書ファイルを別途添付しました。	H16.12.8	H17.4.7	358	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	カーレル・ドールマン号事件(C2.4.0.2-5-1)(西イリアン問題一件(A'-0379)、000-1241に記載有)	H16.12.15	H17.4.14	351	開示請求受付後、愛・地球博の開催をはじめとして様々な案件による要人往来で多忙を極め、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1956年6月から同年12月までの沖縄軍用地政策及びそれに関係する外務省資料（平成16年3月31日に一度開示決定あり、開示請求番号2003-00553）・参考資料を別添	H17. 2. 15	H17. 8. 17	226	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	1. わが国が戦後半世紀も経ってから「中国における旧日本軍遺棄化学兵器処理事業」を突然に決定実施することになった明確な理由・根拠、並びにその発端から決定時点までの日中外交折衝の経緯・内容（具体的なやりとり。当然あったと思われる次の2点についての相手方への調査要請・応酬を含む）が分かる文書。2. そもそも当該「遺棄化学兵器」（推定総計毒ガス砲弾約70万発他もの多量）は、本当は一体誰が捨てたのか-敗戦時に日本軍なのか、停戦武装解除で日本軍の武器弾薬一式を入手以後にソ連軍・（それをソ連軍からそっくり武器援助されて（以下省略）	H17. 2. 23	H17. 9. 26	186	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	H18. 5. 18付で開示決定等を行った。
	行政文書ファイル「日米政策企画協議」（1972年6月14日作成、情報調査局企画課）内の文書で、協議の議事録と事後評価、事前ペーパー。（他、計6件）	H17. 3. 2	H17. 10. 31	151	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、かつ内容も多岐にわたるため、調査検討に時間を要しているため。	H18. 4. 7付で開示決定等を行った。
	1969年11月の佐藤首相と愛知外相の訪米に関する文書（準備資料、米国側要人との会談の議事録など）	H17. 4. 25	H17. 8. 25	218	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をさくことができないため。	
	アジア地域-在濟州総領事館-対韓国文化活動 ファイル名：日本海呼称問題内の資料すべて（但し日本語文書のみ）	H17. 4. 26	H17. 12. 26	95	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	1966年8月 長谷川代議士を団長とする抑留日本人墓参の代表団がウランバートルとスヘバートルを訪問した記録および背景・準備資料。	H17. 5. 11	H18. 2. 13	46	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	平和条約締結に関する世論啓発事業（作成（取得）時期）2000年4月1日（作成者）在ロシア日本大使館日ロ平和条約締結へ向けての、ロシア国内での日本政府の広報活動についての情報が欲しい。	H17. 6. 3	H17. 12. 26	95	開示請求の対象となりうる文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。特に、民間会社とのやりとり等、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	
	文化交流政策 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流2000年01月01日（他、計2件）	H17. 6. 9	H17. 12. 28	93	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、公表しないことを前提とした個人名、団体名等の情報が非常に多く含まれており、対象文書の審査に時間を要したため。	H18. 4. 3付及びH18. 4. 13付で各々開示決定等を行った。
	平成15年度歳出（支出関係／総括）（手引き・マニュアル）	H17. 7. 19	H17. 11. 18	133	我が国在外公館の会計事務に関する具体的な情報が含まれており、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	在外公館用会計事務の手引き	H17.7.19	H18.1.31	59	我が国在外公館の会計事務に関する具体的な情報が含まれており、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	
	総括（会計事務の手引き）	H17.7.19	H18.3.31	0	我が国在外公館の会計事務に関する具体的な情報が含まれており、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	
	日・中共関係 1970年01月01日作成のファイル中1. 日本政府（外務省）の対中国政策の内容がわかる政策文書、または日本政府（外務省）内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者（外交官のみならず、自民党関係者も含む）と中国政府関係者との接触の記録3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告（ただし、ロジスティクス関係や現地の新聞雑誌報道の要約などは不要）（他、計2件）	H17.8.8	H18.1.10	80	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1960年1月（14日から16日か）に香港で行われた、外務省アジア局長・中国課長や日本外交官らによる中国問題に関する会議の議事録・発言録および関連する資料（配布された資料など）。（他、計3件）	H17.8.11	H18.2.10	49	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。対象となっている行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	外交および行政資料の作成、分類、処理および他の業務手続きなどのための諸マニュアルの開示を請求する。	H17.11.21	H18.2.20	39	開示請求の対象となっている行政文書の特定に時間を要し、かつ、当初予定していたよりも開示・不開示の判断を慎重に行う必要性が判明し、また協議先の課室も複数にのぼり、予想以上に処理に時間がかかったため。	H18.4.24付で開示決定等を行った。
	昭和30年代（ソ連のフルシチョフ期）の日ソ文化交流に関する行政文書。特に（1）1957年（昭和32年）8月のポリショイ・バレエ団の訪日（2）1961年（昭和36年）7月の歌舞伎座の訪ソ	H17.12.7	H18.3.6	25	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人に関する情報、公にすることにより他国との信頼関係を損ねるおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれのある情報を非常に多く含んでおり、対象文書の審査に時間を要しているため。	
	1953年、在日中国人（華僑）の中国送還に関する日中（中共）間、日台間協議、外交記録の件、これに関連して16回外交記録公開などに戦後直後の在日外国人の保護引揚関係或いは中国人遺骨送還関連文書はすでに公開されていますけれども、在日華僑の送還に特定した文章を求めています。（他、計2件）	H17.12.13	H18.3.13	18	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要しているため。対象となっている行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	